

別紙（諮問第86号関係）

第1 審査会の結論

令和5年4月23日付けの公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、宮崎県知事（以下「実施機関」という。）が令和5年6月8日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）に係る開示方法は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人は、実施機関に対し、以下の内容について本件開示請求を行った。

- ・ 公文書開示請求書（平成30年～令和5年度）
- ・ 公文書開示決定通知書（平成30年～令和5年度）
- ・ 公文書部分開示決定通知書（平成30年～令和5年度）
- ・ 公文書不開示決定通知書（平成30年～令和5年度）
- ・ 決定期間延長通知書（平成30年～令和5年度）
- ・ 決定期間特例延長通知書（平成30年～令和5年度）
- ・ 事案移送通知書（平成30年～令和5年度）
- ・ 公文書開示請求却下通知書（平成30年～令和5年度）

2 公文書開示請求書の補正要求

実施機関は審査請求人に対し、本件開示請求について、本件対象公文書の量が膨大であり、通常の事務執行に支障を及ぼすとして、公文書の特定に必要な事項の補正を求め、令和5年5月2日付けで公文書開示請求書補正要求書を送付した。

3 公文書開示請求書の補正

審査請求人は実施機関に対し、第2の2の補正要求を受けて、令和5年5月14日付けで本件対象公文書について、公文書開示請求書補正要求書及び公文書開示請求書補正書を追加した上で、対象所属を総務部総務課に限定する公文書開示請求書補正書を提出した。

4 決定期間の延長

実施機関は審査請求人に対し、本件対象公文書について、不開示情報該当性の審査に時間を要するとして、令和5年5月22日付けで決定期間の延長を行った。

5 実施機関の決定

実施機関は審査請求人に対し、本件開示請求について以下のとおり本件処分等を行い、公文書部分開示決定通知書等により通知した。

(1) 本件処分

- ・ 公文書開示請求書（平成30年度、令和2年度～令和5年度）
- ・ 公文書開示決定通知書（令和2年度～令和5年度）
- ・ 公文書部分開示決定通知書（平成30年度、令和2年度～令和5年度）
- ・ 公文書不開示決定通知書（平成30年度、令和2年度～令和5年度）
- ・ 公文書開示請求書補正要求書（令和3年度～令和5年度）

- ・ 公文書開示請求書補正書（令和3年度～令和5年度）
 - ・ 決定期間延長通知書（令和3年度～令和5年度）
 - ・ 決定期間特例延長通知書（令和4年度）
 - ・ 公文書請求却下通知書（令和4年度）
 - ・ 平成30年8月3日付け開示請求書の取り下げについて
- (2) 令和5年6月8日付け不開示決定
- ・ 事案移送通知書（平成30年度～令和5年度）

3 審査請求

審査請求人は本件処分の通知書の備考欄に記載された、本件処分の開示方法を不服として、令和5年6月11日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は以下のとおりである。

- (1) 決定を取り消すこと
- (2) 全開示決定文書を1枚の光ディスクに複写し、郵送すること
- (3) 当該開示費用の合計は80円とすること
- (4) 同様の過剰請求、知る権利の行使の妨害を繰り返さないこと
- (5) 補正要求書等の通知文書の送付を遅延させて知る権利の行使の妨害を繰り返さないこと

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張する本件審査請求の理由はおおむね次のとおりである。

- (1) 紙により保存されている公文書のCDへの複写を制限する条例は存在しない。
- (2) 本件対象公文書の開示方法が、審査請求人が希望したCDへの複写ではなく、紙への複写による交付とすることは、開示請求者の選択の自由を制限し、過大な負担を強いることにより、表現の自由、知る権利の行使を妨害するものである。

第4 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関が、弁明書で主張する内容はおおむね次のとおりである。

- (1) 宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号。以下「条例」という。）第14条では、「公文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。」と規定している。

また、条例に基づき、知事が保有する公文書の開示等に関する事務の取扱いについて定めている宮崎県公文書開示事務取扱要綱（平成元年総務課定め。以下「要綱」という。）第5の1の(2)のアにおいて、文書、図画又は写真の写しの交付の方法について、「複写機により文書、図画又は写真の写しを作成し、交付するものとする。」と規定している。

本件対象公文書は紙でのみ保有している文書であったため、条例及び要綱に基づき、紙への複写による写しの交付とし、本件処分の公文書部分開示決定通知書の備考欄において審査請求人に示した。

(2) 条例第25条において、公文書の写しの交付を受けようとするものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならないとされている。

また、知事が保有する公文書の開示等に関する規則（平成12年宮崎県規則第43号。以下「規則」という。）第13条第1項では「条例第25条の公文書の写しの交付に要する費用は、当該写しの作成及び送付に要する費用とする。」、規則第13条第2項では「前項の公文書の写しの作成に要する費用は別表に定める額とし、同項の公文書の写しの送付に要する費用は郵便等の実費とする。」と規定している。

本件対象公文書の開示費用は、規則別表にしたがって算出し、郵便料の実費とともに本件処分の公文書部分開示決定通知書の備考欄において審査請求人に示した。

第5 審査の経過

当審査会は本件審査請求について、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和5年12月18日	諮問を受けた。
令和6年 4月22日	諮問の審議を行った。
令和6年10月15日	諮問の審議を行った。

第6 審査会の判断理由等

審査請求書によれば、審査請求人は本件処分に伴う本件対象公文書の開示方法について、当審査会に判断を求めていることが読み取れる。

条例第17条第1項及び第19条によれば、当審査会の役割は公文書の全部又は一部を開示する旨の決定及び公文書の全部を開示しない旨の決定又は開示請求から相当の期間が経過したにもかかわらず、何らの決定もしないことについて審議を行うことであり、本件審査請求は決定の妥当性に関するものではないため、本来審議は行わない。

しかしながら、開示方法は決定に伴い通知書に記載されるため、当審査会は決定に関連する事項として、本件処分の開示方法について審議した結果、以下のように判断する。

1 紙のみで保存している公文書の開示方法について

条例第14条では、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行うとされている。

また、要綱第5の1(2)アにおいて、文書、図画又は写真の写しの交付方法について、複写機により、文書、図画又は写真の写しを作成し、交付するものとされている。

以上により、紙でのみ保有している公文書は、複写機での紙への複写による写しの交付となっており、実施機関の判断は妥当である。

2 開示費用について

第6の1のとおり、実施機関が紙への複写により本件対象公文書を開示したことは妥当であり、当審査会が確認したところ、規則別表に基づいて複写料金は算出されていた。

そのため、本件処分に伴う開示費用は妥当である。

3 その他

審査請求人は審査請求書において種々主張しているが、本件処分の開示方法及び開示費用は上記1及び2で述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。